

女性活躍推進法、次世代育成支援対策推進法に基づく一般事業主行動計画

山口マツダ株式会社

男女ともに全社員が活躍でき、仕事と家庭の両立ができる雇用環境の整備を行うため、次のように行動計画を策定する

1、計画期間 令和5年4月1日～令和10年3月31日までの5年間

2、目標と取組内容・実施期間

＜女性活躍推進法に基づく目標＞

目標1 （採用した労働者に占める女性労働者の割合（区））

新卒採用において女性比率50%を目指す。

＜取組内容＞

採用活動時に、応募者に対して産休・育休の取得について具体的な説明と、実例の紹介を行い、出産前後も含めて安心して長く働くことができる職場環境が整っていることを知ってもらう。

目標2 （有給休暇取得率（区））

社員一人当たりの有給休暇取得率を60%以上とする。

＜実施時期・取組内容＞

- 2023年4月～ 有給休暇の取得推進を評価項目に設定する。
- 2023年10月～ 各部署、店舗ごとに有給休暇取得向上に向けた計画を策定する。
- 2024年4月～ 有給休暇取得計画に基づいた各部署、店舗での取り組み結果を振り返り目標達成に向けた計画の見直しを行う。

目標3

＜次世代育成支援対策推進法に基づく目標＞

男性社員の育児休業の取得を推進する。

＜実施時期・取組内容＞

- 2023年4月～ 男性社員の育児休業取得に関する制度や取得事例について周知する。
- 2024年4月～ 全管理職を対象としたイクボス研修を実施する。
- 2025年4月～ 男性社員の育児休業取得者及びその上司の体験談を社内でも共有する。